



2006年 夏季号

財団法人 上越環境科学センター

JEC ニュース 2006 年夏季号では、アスベスト（石綿）関連法令の改正に関する情報と、最近報道等でも話題になってきている、鉛含有金属製アクセサリ類等の安全対策について紹介します。春季から夏季にかけて、これらの事項について国が行った様々な検討の結果を取りまとめました。この他、2006 年 2 月に改正された新潟県の浄化槽法定検査実施要領について、その概要を紹介します。

1. アスベスト関連法令の改正について

この一年間、日本中で“アスベスト渦”が吹き荒れました。この対応のため、環境省ではアスベスト緊急大気濃度調査を実施し、さらには関係省庁が環境関連法令、労働安全衛生関連の法令について、次々と改正を行っております。このアスベスト関連法令の改正について、概要を紹介します。

(1) 大気汚染防止法施行例の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 378 号）：平成 18 年 3 月 1 日施行

規制の対象となる「特定建築材料」の追加

従来「吹付け石綿」を「特定建築材料」として規制しておりましたが、これに「**石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く）**」が追加されました。

特定建築材料に該当する建築材料の例

区分	建築材料の具体例
吹付け石綿	吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） 石綿含有ひる石吹付け材 石綿含有パーライト吹付け材
石綿を含有する断熱材 （吹付け石綿を除く）	屋根用折版裏断熱材 煙突用断熱材
石綿を含有する保温材 （吹付け石綿を除く）	石綿保温材 石綿含有けいそう土保温材 石綿含有パーライト保温材 石綿含有けい酸カルシウム保温材 石綿含有ひる石保温材 石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材 （吹付け石綿を除く）	石綿含有耐火被覆板 石綿含有けい酸カルシウム板第二種 石綿含有耐火被覆塗り材

「石綿を含有する」とは、10 月 1 日より「建築材料の製造若しくは現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の質量が当該建築材料の質量の 0.1%を超えるもの」に改正されます。（平成 18 年 9 月 5 日 環水大大発第 060905003 号）

「特定粉じん排出等作業」の規模要件の撤廃及び作業基準の改正

建築物の類型や規模によらず、「**特定建築材料**」が**使用されている建築物を解体し、改造し、または補修する作業が全て「特定粉じん排出等作業」の対象となります**。この「建築物」とは、建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物を基本としており、建物本体のほか、建物に設ける建築設備（電気、ガス、給排水、換気、冷暖房、消火、排煙もしくは汚物処理の設備または煙突等）などが含まれます。

また、「特定粉じん排出等作業」を行う場合は、見やすい場所に作業の実施期間、作業方法等を表示した掲示板を設けることが新たに規定されました。

平成 18 年 10 月 1 日より、「特定粉じん排出等作業」の対象は、「建築物」だけでなく、「工作物」も含まれることとなります。（詳しくは後述します）

(2) 石綿による健康等に係る被害を防止するための大気汚染防止法等の一部を改正する法律

「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」において、「アスベスト問題に係る総合対策」が取りまとめられ、大気汚染防止法等の関係法令に関して一括して改正を行うことが盛り込まれました。これまでに改正案が取りまとめられた法令の概要は次のとおりです。(平成18年2月10日公布)

大気汚染防止法(施行期日:平成18年10月1日)

「特定粉じん排出等作業」の範囲について、「特定建築材料」が使用されている工場のプラント等「建築物以外の工作物」に係る解体等作業が含まれることとなります。

特定建築材料が使用されている工作物を解体、改造、または補修する作業にかかる作業基準については、建築物に係る作業基準の内容と同様となります。

建築基準法(施行期日(予定):平成18年10月1日)

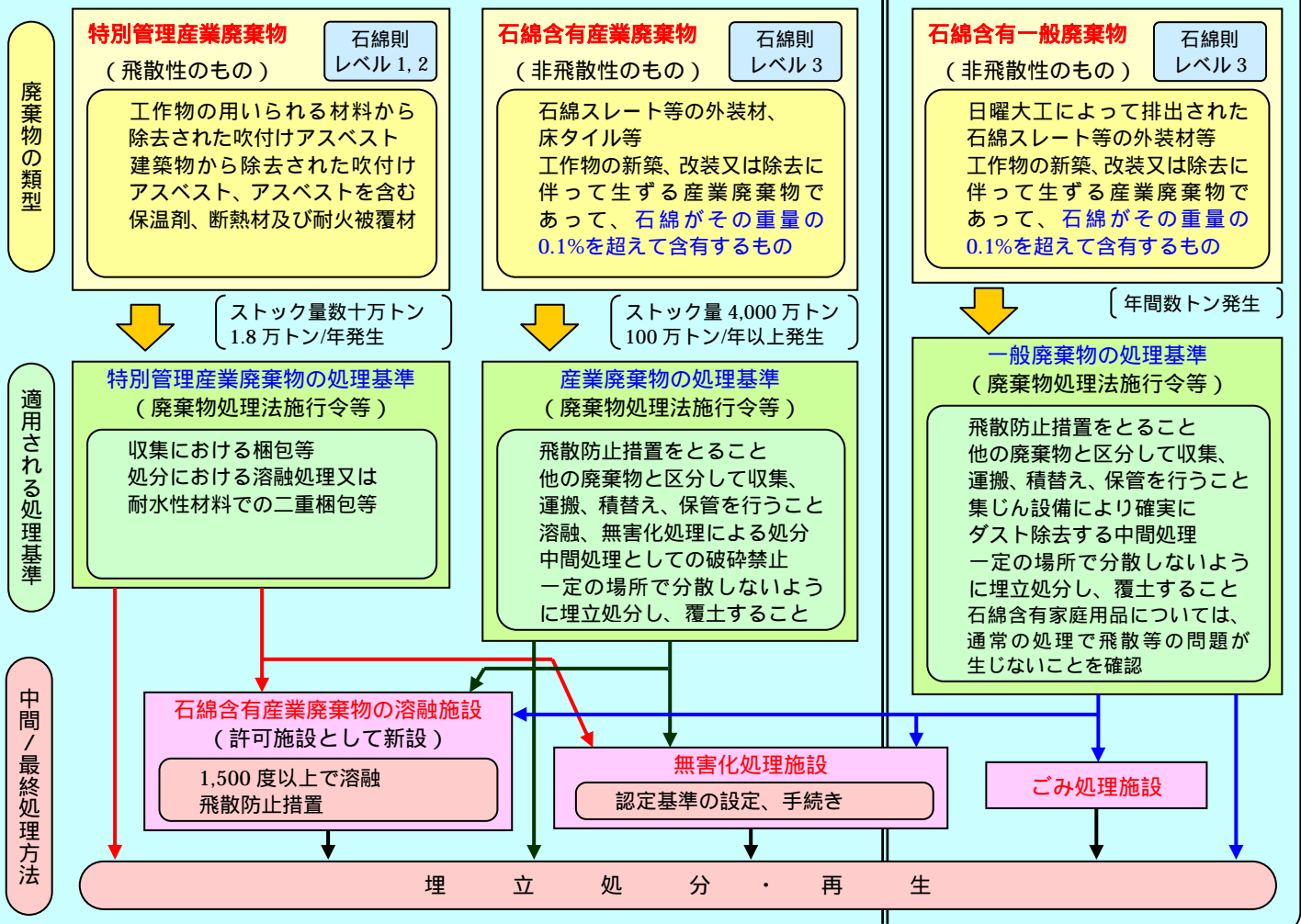
石綿による健康被害を防止するための建築物の最低基準として、建築物における石綿の使用に係る規制を行うための具体的な内容として、下記のとおり政令案が提示されています。

<建築基準法施行例の一部を改正する政令案>

- ・飛散することにより著しく衛生上有害な物質として石綿を定めること。
- ・増改築時には、原則として石綿の除去を義務づけるが、増改築部分の床面積が増改築前の床面積の1/2を超えない増改築時には、増改築部分以外の部分について、封じ込めや囲い込みの措置を許容すること。
- ・大規模修繕・模様替時には、大規模修繕・模様替部分以外の部分について、封じ込めや囲い込みの措置を許容すること。
- ・工作物についても、石綿について建築物と同様の規制を行うこと。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(施行日:平成18年8月9日)

<アスベストを含む廃棄物の類型と改正後の対策>



2. 鉛含有金属製アクセサリー類等の安全対策に関する検討会

平成 18 年 3 月に米国で発生した幼児の鉛中毒事故を受け、今年の 6 月より経済産業省及び厚生労働省の連携による「鉛含有金属アクセサリー類等の安全対策に関する検討会」が開催されております。これまでに 2 回の検討会が開催され、安全性の評価や今後の対応を中心に検討がなされてきました。

(1) 経緯

今年 3 月にアメリカで 4 歳児が子供用の靴の販売時に無料景品として配布されたブレスレットの一部を誤飲し、鉛中毒を起こし、死亡する事故が発生しました。

配布された装身具は高濃度の鉛を含有しており、生産者ではこれまでに自主回収を行い、使用者への使用中止等の注意喚起を行っているところです。



素材提供：STAR DUST

(2) 国内の動向

当該製品は日本国内にも輸入され消費者へ流通しており、国内においても同様に自主回収及び使用中止等の注意喚起がなされております。

この件を受け、今年 3 月に東京都が都内で市販されている金属製アクセサリー類等の鉛含有に関する実態調査を行い、調査結果を公表し経済産業省及び厚生労働省に対して鉛含有金属製アクセサリー類等の安全確保のための対応策が提案されました。

経済産業省及び厚生労働省ではこの報告を受け、製造販売の実態調査を実施し、関係団体に対して安全確保について本年 3 月に指導が行われました。

(3) 今後の対応

国内においては金属製アクセサリー類の鉛に関する規制などが無いことから、安全性に十分配慮し早急な対策について今後も協議がなされる予定です。

国内の鉛に関する適用法令等

・水道法（水道水質基準値）	：	0.01	mg/l
・水質環境基準（健康項目）	：	0.01	mg/l
・地下水環境基準	：	0.01	mg/l
・水質汚濁防止法（排水基準）	：	0.1	mg/l
・土壌環境基準（溶出量基準）	：	0.01	mg/l
・土壌汚染対策法（土壌溶出量基準）	：	0.01	mg/l
	（土壌含有量基準）	：	150 mg/kg
・労働安全衛生法（管理濃度）	：	0.05	mg/m ³
・日本産業衛生学会（許容濃度）	：	0.1	mg/m ³

1993 年 FAO/WHO 合同食品添加物専門家委員会 (JECFA)

評価による

・暫定耐容一週間摂取量： **0.025** mg/kg/week

（幼児に対する暫定耐容一週間摂取量）

耐容一日摂取量に換算すると

0.0035 mg/kg/day に相当します。

鉛の主な有害性情報

- ・ヒトへのばく露は、吸入又は経口摂取により吸収され、経皮吸収はほとんどない。
- ・脳、神経、腎臓、肝臓、血液など体のさまざまな部分に影響を及ぼす。
- ・摂取された鉛は骨に蓄積される。
- ・多量に摂取すると貧血を起こす。

など



上越でも収穫時期を迎えた稲穂

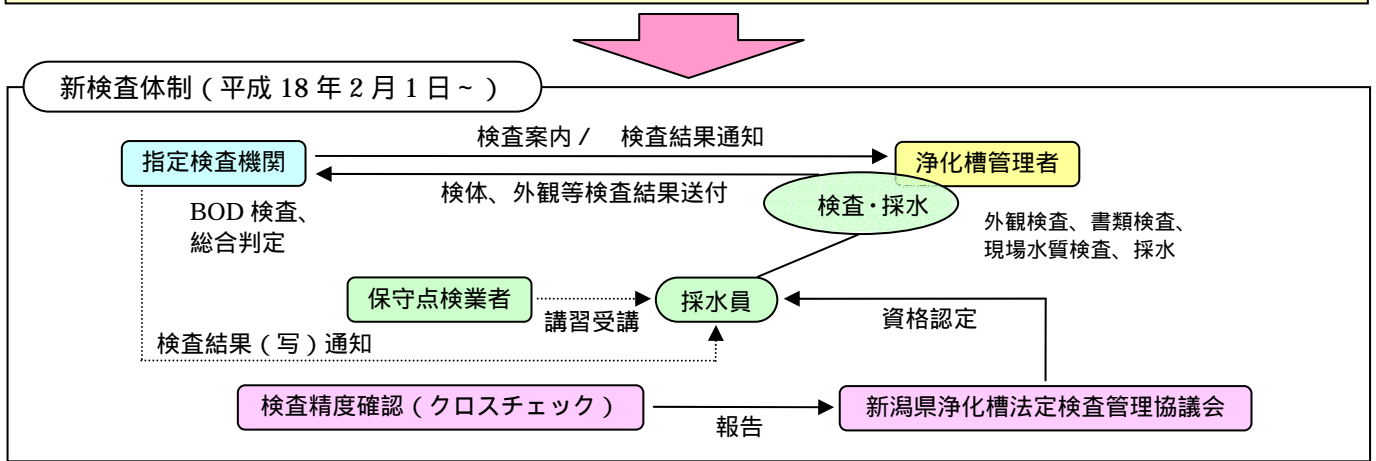
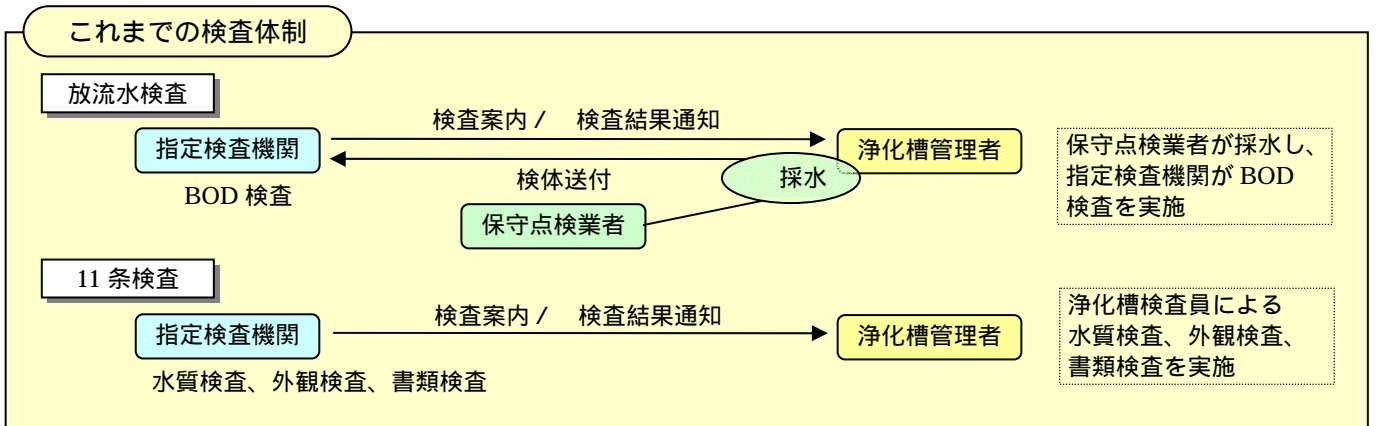
2006.9 撮影

3. 新潟県浄化槽法定検査実施要領の一部改正について

新潟県では、水環境の保全と効率的な浄化槽の機能確認を目的に、昭和 61 年の早くから 20 人槽以下の浄化槽を対象に水質汚濁の指標である BOD 検査（放流水検査）を導入し、県民に浸透した検査として実施してきました。しかし、採水者が浄化槽検査員でないことや、外観検査及び書類検査を行わないことから、これまで国から 11 条検査として位置づけられていませんでした。平成 17 年の改正浄化槽法の施行に伴い、新潟県では 20 人槽以下の浄化槽の 11 条検査について、平成 18 年 2 月 1 日より新しい検査方式「効率化 11 条検査」を導入しました。



< 効率化 11 条検査の流れ >



21 人槽以上の浄化槽については、これまでと同様に 11 条検査を受検することになります。また、浄化槽法の改正により、法定検査を受検しない場合、罰則（過料 30 万円以下）がかかることがありますので、注意してください。

上越環境科学センターは、浄化槽法定検査の指定機関として検査を実施しております。浄化槽の法定検査に関するお問い合わせは検査一課の小嶋、高橋、平井までお願いします。

財団法人 上越環境科学センター

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地
 TEL: 025-543-7664 FAX: 025-543-7882
 E-mail: info@jo-kan.or.jp
 URL: http://www.jo-kan.or.jp
 担当: 業務課 / 中嶋・森・長崎

【編集一口メモ】

JEC ニュースの発刊も丸 3 年を經過し 4 年目に入ります。今後も環境をキーワードに旬のテーマをわかりやすく皆様にお伝えしていきますので乞うご期待を！（by:Y.K）

ご意見・ご感想などをお寄せいただければ幸いに存じます。

編集担当: 下鳥・柁木